



島根県報

令和2年6月12日（金）

第 114 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による特例措置を採ることがで きる精神科病院の認定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
電線共同溝を整備すべき道路の指定	（道 路 維 持 課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	（砂 防 課）	3
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業 務を行う事務所の所在地の変更	（建 築 住 宅 課）	6

【公 告】

島根県公文書等の管理に関する条例の規定による特定歴史公文書等の保存及び利 用の状況の公表	（総 務 課）	7
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	（農林水産総務課）	9

【特定調達公告】

島根県統合型校務支援システム賃貸借に係る随意契約の相手方等	（学 校 企 画 課）	11
運転シミュレータの賃貸借に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	12

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		15
---------------------	--	----

【正 誤】

平成24年3月30日付け島根県報号外第51号中	（総 務 課）	15
-------------------------	---------	----

告 示**島根県告示第387号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり認定したので、告示する。

令和2年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認定年月日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574-4	令和2年6月1日

島根県告示第388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、邑智郡瑞穂土地改良区の定款変更を令和2年6月3日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第389号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡海士町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

海士町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡海士町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡海士町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第390号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月12日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	区 間	上り線又は 下り線の別	指 定 年月日
県 道	安来木次線	安来市飯島町字藤木408番1地先から同527番2地先まで	上り線	令和2年 6月12日
		安来市飯島町字藤木407番1地先から同528番1地先まで	下り線	

島根県告示第391号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月12日

島根県知事 丸山達也

1 区域の名称 高山

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次に結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
-------------	---------

松江市美保関町千酌1264番	1号
〃 1987番	2号
〃 1989番	3号及び4号
〃 1990番1	5号及び6号
〃 1259番	7号

島根県告示第392号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 区域の名称 小浜

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次に結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
出雲市神西沖町2635番4	1号及び2号
〃 2634番	3号、4号及び11号
〃 2639番1	5号及び6号
〃 2637番2	7号及び8号
〃 2636番1	9号
〃 43番1	10号
〃 70番	12号から15号まで
〃 2635番2	16号

2(1) 区域の名称 川北西

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次に結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
出雲市西林木町588番2	1号及び5号
〃 936番1	2号及び3号
〃 586番	4号

3(1) 区域の名称 竹崎

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から31号までを順次に結んだ線及び標柱1号と31号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
出雲市湖陵町三部531番10	1号
〃 531番3	2号
〃 531番1地先道	3号
〃 521番1	4号

〃	524番6	5号
〃	524番2	6号及び7号
〃	528番8	8号
〃	528番7	9号
〃	528番3	10号、11号、21号及び22号
〃	1453番6	12号、13号、17号及び18号
〃	528番6	14号及び15号
〃	1453番3	16号
〃	1453番4地先水	19号
〃	1453番4	20号
〃	531番26	23号
〃	531番24	24号
〃	531番17	25号
〃	531番14	26号
〃	531番15	27号
〃	531番12	28号
〃	531番2	29号
〃	531番16	30号及び31号

4(1) 区域の名称 竹ノ上

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
出雲市坂浦町728番1	1号
〃 2987番	2号
〃 2988番	3号
〃 732番	4号
〃 731番1	5号から8号まで
〃 727番	9号

5(1) 区域の名称 柳谷

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次に結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
出雲市坂浦町244番2	1号
〃 238番1	2号
〃 237番	3号
〃 235番	4号
〃 61番1	5号から8号まで
〃 64番3	9号及び10号
〃 62番	11号及び12号
〃 63番	13号

〃	233番	14号及び15号
〃	239番	16号及び17号

島根県告示第393号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿一丁目8番1号	(山陰事務所) 島根県松江市中原町6番地 (本社) 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階 (東北事務所) 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階 (福島事務所) 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室 (群馬事務所) 群馬県高崎市八島町262番地 内藤ビル2階 (埼玉事務所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階 (千葉事務所) 千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階 (神奈川事務所) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階 (長野事務所) 長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階 (愛知事務所) 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階 (三重事務所)	(山陰事務所) 島根県松江市中原町6番地 (本社) 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階 (東北事務所) 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階 (福島事務所) 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室 (群馬事務所) 群馬県高崎市八島町262番地 内藤ビル2階 (埼玉事務所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階 (千葉事務所) 千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階 (神奈川事務所) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階 (長野事務所) 長野県長野市南県町1082番地 ND南県町ビル5階 (愛知事務所) 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階 (三重事務所)	令和2年5月28日

三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階 (岡山事務所)	三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階 (岡山事務所)
岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階 (広島事務所)	岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階 (広島事務所)
広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室 (香川事務所)	広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室 (香川事務所)
香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階 (愛媛事務所)	香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階 (愛媛事務所)
愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室 (福岡事務所)	愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室 (福岡事務所)
福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階 (佐賀事務所)	福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階 (佐賀事務所)
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 SONIC佐賀駅前ビル704号室 (長崎事務所)	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号 朝日生命佐賀駅前ビル3階 (長崎事務所)
長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階 (鹿児島事務所)	長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル2階 (鹿児島事務所)
鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室 (沖縄事務所)	鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室 (沖縄事務所)
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階

公 告

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）第28条の規定により、令和元年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況を次のとおり公表する。

令和2年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保存状況

(単位：冊)

公文書群	前年度末保存数 a	本年度中受入等数 b	廃棄数 c	本年度末保存数 a + b - c
古文書簿冊	4,807			4,807

25年部目簿冊	3,344			3,344
明治期から昭和50年に議会議務局で作成された公文書群		475		475
昭和23年度から昭和54年度末までに教育委員会で作成された公文書群	241			241
平成10年度から平成22年度末までに保存期間が満了した公文書群	7,000			7,000
平成23年度末までに保存期間が満了した公文書群	967			967
平成24年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,195			1,195
平成25年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,090			1,090
平成26年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,223			1,223
平成27年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,223			1,223
平成28年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,380			1,380
平成29年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,538			1,538
平成30年度末までに保存期間が満了した公文書群		1,494		1,494
合 計	24,008	1,494		25,977

2 利用状況

(1) 月別利用内訳

(単位：件、冊、人)

月	利用請求		簡易閲覧申込		元実施機関利用申込		利用相談	施設見学
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数		
4	3	112	2	36	0	0	5	0
5	1	12	1	3	1	6	3	0
6	1	3	5	22	2	8	3	0
7	3	39	1	1	0	0	16	1
8	2	9	3	17	1	1	14	0
9	2	21	1	5	1	1	3	0
10	3	199	1	4	3	10	5	1
11	1	2	2	13	2	3	3	0
12	1	44	2	6	3	3	2	0
1	1	29	2	3	3	17	2	0
2	3	7	2	7	5	29	8	0

3	0	0	3	5	0	0	7	0
合 計	21	477	25	122	21	78	71	2

(2) 利用請求の決定状況

(単位：件)

利用制限なし	利用制限あり		合 計
	一 部	全 部	
623	53	1	677

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 貸出状況

貸 出 先	行事等の内容、貸出期間、貸出公文書
松江歴史館	<p>○行事等の内容</p> <p>特別展示「海将山口多聞を生んだ松江藩山口家ー近代日本の礎となった人々ー」において松江藩士山口家に関する人々を紹介する。</p> <p>島根県立図書館の書籍群「山口文庫」を寄贈した山口宗義の業績を紹介する。</p> <p>○貸出期間</p> <p>令和元年7月12日～令和元年11月8日</p> <p>○貸出公文書</p> <p>金品寄附（昭和6年）</p>

3 不服申立ての件数及び決定状況

該当なし

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公告する。

令和2年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

※健康診断書又は医師の診断書により狩猟に必要な適性を有することが認められる者については、検査を免除する。

3 講習科目及び実施形式

科 目	実 施 形 式
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化関連法令に関する事項	講義形式の講習は行わず、配布資料による自宅学習とし、履修状況確認のためのチェックシートの提出をもって科目を履修したものとみなす。
鳥獣の保護及び管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
7月22日(水)	午前9時30分～	隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
7月27日(月)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旧浜田市東部)、江津市
7月27日(月)	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(金城町、三隅町)
7月28日(火)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市(橋南)
7月28日(火)	午後1時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市(橋北)
7月29日(水)	午前9時～	大田市仁摩町仁万562-3 仁万まちづくりセンター	大田市
7月29日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	安来市(旧安来市、伯太町)
7月29日(水)	午後1時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	安来市(広瀬町)
7月31日(金)	午後9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市
7月31日(金)	午後1時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市
7月31日(金)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旭町)、江津市(桜江町)
7月31日(金)	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旧浜田市西部、弥栄町)
8月3日(月)	午前9時～	鹿足郡吉賀町柿木村柿木500-1 吉賀町役場柿木分庁舎	吉賀町
8月4日(火)	午前9時～	鹿足郡津和野町後田口66 津和野町コミュニティセンター	津和野町
8月4日(火)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
8月4日(火)	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(吉田町、掛合町)、奥出雲町、飯南町
8月4日(火)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	川本町、美郷町
8月5日(水)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	邑南町
8月5日(水)	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)
8月6日(木)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市

8月18日（火）	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市、津和野町、吉賀町
8月31日（月）	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域
8月31日（月）	午後1時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

なお、適性検査の免除を希望する場合は、必要な適性を確認した旨の記載された健康診断書又は医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。）

(3) 狩猟免許更新申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

ウに掲げる窓口のうち、住所地を管轄する窓口提出すること。

イ 申請書の提出期限

ウの窓口にて備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。（当日消印有効）

ウ 申請書の配布・提出窓口

- ・ 東部農林振興センター林業振興課
- ・ 東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・ 東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林振興センター林業振興課
- ・ 西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・ 隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年6月12日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

- 1 件名及び数量
島根県統合型校務支援システム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年5月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
アルプ株式会社 代表取締役 山畔 清明 東京都千代田区平河町一丁目2番10号
- 5 随意契約に係る契約金額
203,280,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年6月12日

島根県警察本部長 堀 内 尚

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
運転シミュレータ（四輪車） 15式
運転シミュレータ（二輪車） 2式
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 賃貸借期間
令和2年10月1日から令和9年9月30日まで
 - (4) 納入場所
島根県松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター
島根県浜田市竹迫町2385番地3 島根県西部運転免許センター
- 2 入札方法
 - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
 - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(9)その他」に登録されている者であること。
 - (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
 - (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
 - (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先
- 〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 内線 2241、2242
- 5 入札説明書の交付等
- (1) 入札説明書の交付方法
本公告の日から令和2年7月22日（水）までの間、電子調達システムにより交付する。
なお、これにより難い場合は次により交付する。
ア 交付期間
本公告の日から令和2年7月22日（水）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
イ 交付場所
4の場所
 - (2) 入札説明会
行わない。
- 6 入札参加希望者に要求される事項
- (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年8月3日（月）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
 - (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等
- (1) 電子調達システムによる入札の期間
令和2年8月19日（水）午前9時から同月20日（木）午後4時まで
 - (2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和2年8月20日（木）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和2年8月20日（木）正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年8月21日（金）午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Driving simulator (Automobile) 15 sets

Driving simulator (Motorcycle) 2 sets

- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. August 19, 2020 to 4 : 00 p.m. August 20, 2020
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. August 20, 2020
(Bids by post must be received by noon on August 20, 2020)
- (4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,
Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono - machi, Matsue - shi, Shimane, 690 - 8510 Japan
TEL : 0852 - 26 - 0110 (ext. 2241 or 2242)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

令和2年6月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
介護療養型老人保健施設 六日市苑	鹿足郡吉賀町六日市368番地4	令和2年6月4日

正 誤

平成24年3月30日付け島根県報号外第51号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県訓令第8号中	「東部農林振興センター中海干拓営農部の 長」	「東部農林振興センター中海干拓営農 部」